

小動物焼却炉ダイオキシン類等分析業務委託 仕様書

小動物焼却炉ダイオキシン類等分析業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	焼却炉から排出されるガス、焼却灰及び作業環境等のダイオキシン類等の分析を行い、関係法令等との適合性を確認する。
2	履行期間	契約の日から令和2年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市公郷町1丁目26番地 小動物火葬施設
4	業務内容	(1) 焼却炉排出ガスのダイオキシン類の測定 1回(測定月: 令和元年8月) 1検体 (2) 焼却灰及びばいじん(集塵器から採取)のダイオキシン類の測定 1回(測定月: 令和元年8月) 各1検体 (3) 塩化水素濃度、ばいじん量の測定 2回(測定月: 令和元年8月、令和2年2月) 各1検体 (4) 粉塵ダイオキシン類(ガス状物質と粉塵の分離分析: 作業環境)のダイオキシン類の測定 2回(測定月: 令和元年8月、令和2年2月) 各1検体 (2回目のダイオキシン類の測定は、1回目のD値を使用) (5) 上記測定結果の報告書 提出部数3部
5	特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガスのダイオキシン類測定と同時に酸素及び一酸化炭素濃度を測定する。 ・ダイオキシン類等の測定は、それぞれの関係法令に基づき実施する。 ・作業環境のダイオキシン類測定は、ガス状物質と粉塵の分離分析で行う。 ・業務を実施する前に、市監督員と測定日を打合せし、作業計画書を作成し提出する。 ・業務完了後60日以内に、報告書(計量証明、業務に係る写真)を提出する。
6	関係法規	ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全規則、神奈川県生活環境の保全等に関する条例
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1) 計量法第121条の2の規定に基づく認定特定計量証明事業者 (排ガス中のダイオキシン類: JIS K 0311(2008)) (2) 同法第107条の登録(特定濃度及び濃度)を受けた者
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 ・本業務に係る試料採取、分析等の再委託を禁止する。
11	監督員 連絡先	資源循環部資源循環施設課 山本 電話 046-822-9702

<指示又は希望事項>

グリーン物品購入 及び 環境配慮関係	<ul style="list-style-type: none"> ・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。
--------------------------	---